

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 3 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（寄附金税額控除） 第34条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略 （2） 所得税法第78条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の	（寄附金税額控除） 第34条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略 （2） 所得税法第78条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の

2 第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

エ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ 略

2 略

（市民税の減免）

第51条 略

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

（1）～（3） 略

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第72条 略

2 前項の規定により固定資産税の減免を受

2 第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

エ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ 略

2 略

（市民税の減免）

第51条 略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）～（3） 略

3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第72条 略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受

けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の10の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなけれ

受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

- 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、においては、直にその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の10の3 略

- 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなけれ

ばならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

ればならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

	<u>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>12 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>14 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>15・16 略</u>	<u>14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>16 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>18・19 略</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の6第1項第2号エの改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第34条の6第1項第2号エの規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第1条第9号イに掲げる規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第4号に規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この条において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条

に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の附則第10条の2第3項から第9項までの規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。